

(仮称)坂出林田バイオマス発電所整備事業環境影響評価準備書に係る知事意見

標記準備書について、香川県環境影響評価技術審査会及び関係市長の意見等を勘案し、慎重に検討した結果は、下記のとおりである。

については、この意見を十分考慮のうえ、評価書を作成するとともに、事業の実施に当たっては、環境の保全のための万全なる措置を検討されたい。

記

1 全体的事項

(環境保全への配慮)

対象事業実施区域周辺における環境保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害防止に十分配慮するとともに、環境に及ぼす影響については、燃料の調達、工事の実施、施設の供用の各段階を通して、できる限り回避・低減を図ること。

(評価書の作成)

評価書の作成に当たっては、準備書について述べられた様々な意見等を反映させ、準備書の記載内容を修正するとともに、分かりやすく明確に記載すること。

さらに、準備書縦覧以降に新たに検討した環境保全措置等についても記載すること。

また、評価書においては、準備書からの変更点を明らかにすること。

(環境保全措置の確実な実施)

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施すること。また、工事の実施中又は施設の稼働後に、現段階で予測し得なかった環境影響等の問題が発生し、又は発生する恐れが生じた場合には速やかに関係機関と協議し、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(地域住民や関係機関等への情報提供)

対象事業実施区域周辺の住民や事業者、県や市等の地元自治体及びその他関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、地域住民等に丁寧な説明を行うこと。

(大規模地震等への対応)

大規模地震及びそれに伴い発生する津波や高潮等による被災が最小限となるような施設を設計するとともに、緊急時の防災対策に万全を期すること。

(燃料の調達に関する環境への配慮)

発電燃料である木質バイオマスの調達に当たっては、調達先の森林保全の観点から、森林の生産地における適正な森林管理や合法的な伐採であることを確認すること。

(事業計画変更への対応)

事業計画の変更が生じた場合は、適時、関係者に情報を提供し、環境影響の予測及び環境保全措置の効果を検証し、必要に応じて調査・予測・評価の再実施や環境保全措置の見直しを検討すること。

(事後調査の実施)

事後調査の実施については、再検討を行い、評価書に事後調査の計画を記載すること。特に、施設の供用後に係る環境要素については、住民意見や香川県環境影響評価技術審査会での意見等を踏まえて項目を選定し、事後調査の実施を計画すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

大気環境への負荷をできる限り回避・低減するよう、適切な設備の設置と運転管理を行うとともに、大気汚染物質については、常時監視等により環境への影響を把握すること。

また、周辺住民等への健康被害やそのおそれ、または周辺事業者が実施する事業に影響が生じる等の場合は、速やかに大気汚染物質を低減する等の環境保全措置を講じること。

施設稼働に伴う温度の影響について評価書に記載したうえで、施設稼働後においても周辺環境への影響を把握するよう努め、できる限りの環境保全措置を講じること。

(2) 騒音・振動

工事用車両の走行が集中する時間帯における騒音・振動を予測・評価し、評価書に記載するとともに、工事の実施及び施設稼働に伴う騒音、振動の防止に十分に配慮すること。

特に、工事用資材の運搬車両や燃料等の運搬車両により発生する対象事業実施区域周辺の道路における騒音、振動の防止に十分に配慮すること。

(3) 悪臭

コンテナ貯蔵による悪臭防止対策について、環境保全措置を記載すること。

(4) 水質

排水口周辺の生態系を保全するため、排水温度をできる限り下げるとともに、水質を適切に管理する等、水域環境に係る環境保全措置を確実に実施すること。

(5) 動物

外来生物について、定着及び拡散を防ぐ観点から、監視体制を検討し、評価書に記載すること。

(6) 廃棄物等

発生する産業廃棄物は、その発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における周辺環境への影響について配慮しつつ適正に処理すること。

特に、有効利用量として見込むものについては、有効利用の実行に努めるとともに、処分量として見込むものであってもさらなる有効利用に努めること。

また、有効利用できない産業廃棄物は、できる限り減量化を行い、最終処分量を削減すること。

(7) 温室効果ガス

本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量について可能な限り把握するとともに、工事中の排出削減対策、省エネ設備の導入、燃料の輸送の効率化などの措置により、温室効果ガスの排出削減に努めること。